

書あり 師あり 友ありて



いじめを許さない・誰もが過ごしやすい学校づくりのために

学校長 平田 高之

4月15日の「学校だより第1号」の「着任のごあいさつ」の中で

○生徒にとって**来て良かった学校** ○保護者にとって**預けて良かった学校**

○教職員にとって**勤めて良かった学校**

そして

○生徒の自尊感情を高め、生徒が、自分自身に、友達に、学級・学年・学校、ふるさとに
大蔵中生であることに誇りを持てる学校づくり

に取り組んでいくことを書かせて頂きました。

11月は、「児童虐待防止月間」、そして「いじめ防止月間」でもありました。

児童虐待については、すでに「学校だより第4号」で明石の取組も含めて書かせて頂きましたので、今回は「いじめ防止」についての考え方や本校での取組についてご紹介させていただきます。

まず、「いじめ」とは、「どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうる」「人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすもので、人として決して許される行為ではない」ものです。「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられている児童生徒の立場に立つことが大前提です。たとえ悪気がなかったとしても、相手を傷つける言葉により、心身の苦痛を感じさせたらいじめとみなされます。

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

【「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）より】

「児童生徒の問題行動等生徒指導の諸問題に関する調査（文部科学省）」における「いじめの認知件数」は、平成6年度は前年度の3倍、同18年度は6倍、そして同24年度は3倍となりました。これらは、いじめによる自殺事案が発生し、全国的な社会問題になった翌年の結果です。そして、大津市の中学校で起きたいじめによる自殺を契機に、「教育再生実行会議による第1次提言（平成25年2月26日）」で、「道徳の教科化」「いじめに関する法律の制定」「いじめている子には警察との連携等毅然として適切な指導」等が示され、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行、そして、本年度より、中学校でも「道徳が教科化」されました。しかしながら、そのような中でも、全国的に重大ないじめ事案が後を絶ちません。

本市においては、平成20年度より継続して実施されている「いじめストップあかし」子ども会議、「いじめ問題への対応」の作成及び改訂、各学校では「いじめ防止基本方針」の策定（本校ホームページに掲載しています）等の取組を進めてきました。

本校でも、「いじめアンケート」、生徒との面接、道徳においていじめを題材にした授業、生徒会によるいじめ標語の募集と日めくりカレンダーの作成等の取組を行ってきました。

しかしながら、相手を傷つける言葉によるいじめや生徒間のトラブル等がみられ、この取組をさらに進め、誰もが過ごしやすい学級・学年づくりをしていかなければならないと強く感じています。

具体的には：

(1) 未然防止策として

○誰もが過ごしやすい学級・学年づくり

○不条理を許さない学級・学年づくり

○もし困っている生徒がいたら助けることができる。助けることができなければ、少なくとも教員・保護者や身近な大人に申し出ることができる生徒の育成

○同じような事案が再発しないように、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」をもとに、全学級でチェックします。（学級担任だけでなく副担任、教科担任等、複数の目でチェック）

(2) 早期発見・対応として

○「チェックリスト」をもとに、気になる生徒へ声掛けをします。

○生徒の変化に気づけるようしっかり生徒観察し共有します。

○不条理な場面を見つけた場合は見逃さずにすぐに指導します。

○管理職への報告、学年・全体での情報共有します。

(3) 教職員の意識向上

○いじめに対する研修の充実

○年度末の学校評価の生徒アンケートを分析し、生徒の意識を把握したうえで対応策の実施

○生徒を認める教員の姿勢（ほめる3：しかる1）や生徒の人権を尊重した言葉遣いと不条理は見逃さない・絶対許さないという姿勢のバランス

(4) 学級・学年指導の充実

○朝や帰りにSHRでの学級担任等が話をします。

○生徒の話を聞く機会を設定します（面接週間の実施）

○学級担任だけでなく、学年教師、部活関係教師等、チームを組んで事案に対応します。

○道徳授業を充実させます（いじめを題材とした授業を実施）

○生徒指導事案等が発生してからではなく、生徒の心を耕す学年集会を実施します。

(5) いじめに対する生徒理解

○生徒会活動での取組

○いじめ事案の具体的な内容を話し、時にはいじめは人を死に至らしめる犯罪行為であることを自覚できるようにする。「子ども六法」「死ねんじゃねーぞ!!」を学級文庫として、積極的に活用します。

○「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない行為である」「加害者は何も考えていなくても、受けた者がいじめだと思えばいじめになる。」等の定義を改めて伝え、機会あるごとに話をします。（学級・学年）

等に取り組んでいきます。

子どもさんの様子で気になること（例えば、服が汚れていた。学用品が壊されていた。擦り傷があった。必要以上にお小遣いをほしがる。等）がありましたら、すぐに学級担任、部活動顧問等にご相談下さい。学級担任だけでなく、学年、養護教諭、SC等がチームとなり対応していきます。

「いじめが被害者の教育を受ける権利を奪い、心や体の健全な成長に大きな影響を与えるだけでなく、時には、被害者の命や体に重大な危険を引き起こすおそれがあることをふまえ、子どもたちがかけがえのない個人として尊重される権利をまもるために必要な方法、仕組みや、大人の責任を決めて、いじめの防止・早期発見・対処のための対策を進めていくこと」を目的とした「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえて、「いじめを絶対に許さない・誰もが過ごしやすい学校づくり」に取り組んでいきますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひします。このことについて、何かご意見・ご質問等がありましたら、校長までご連絡なくお聞きかせ下さい。